次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随 意契約の相手方の候補者とする手続(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施する。

令和3年(2021年)11月10日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 公募型プロポーザル方式に付す事項
 - (1) 業務名

「ほっかいどう応援団会議運営支援事業」委託業務

(2) 業務の目的

北海道を応援していただく方々のネットワーク「ほっかいどう応援団会議」の効果的・効率的な運営に当たり、道内外の企業・団体等を対象としたセミナーの開催等を通じ、道・市町村に対する多様な支援の獲得及び関係人口の拡大を図る。

- (3) 業務の内容
 - ア 「ほっかいどう応援セミナー」の開催

知事や市町村長が企業に対し直接、地域の魅力や応援を求める具体的な取組をPRするなど、官民連携を推進するためのセミナーを首都圏で開催する。

〔実施事項〕

- ・セミナーの企画立案
- ・開催準備(会場手配、セミナー開催案内(チラシ)、運営マニュアルの作成等)
- ・ 首都圏のほっかいどう応援団会議未参加企業への周知 (ほっかいどう応援団会議への 参加及びセミナー出席依頼)
- ・当日の運営(受付、進行、音響操作、ライブ動画配信(アーカイブ用編集含む)等) [日程・概要等]

会 場	東京都内ホテル等
日 程	令和4年(2022年)3月下旬(予定)
人数規模	200名程度
内 容	・道及び市町村によるプレゼン等 ・名刺交換会

※会場の収容率を50%以下とし、「新北海道スタイル」安心宣言に配慮すること。

※首都圏の新型コロナウイルス感染症対策に配慮すること。

※セミナーの運営は、非接触型を基本とすること。

イ PRパンフレット等の制作

個人に、ほっかいどう応援団会議への参加を呼びかけるPRパンフレットを制作する。

- 個人向けPRチラシ(2,000部)
- ウ 「道ファン子」拡大キャンペーンの実施

ほっかいどう応援団会議への個人の加入 (LINE・Facebook登録者数) を増やすためのキャンペーンを実施する。

- ・キャンペーンの企画立案・実施
- キャンペーンの広報(チラシ・SNS等)
- ・物品の購入・発送
 - ※現在、道で使用しているSNSについては、SNS運用ポリシーによりID等の利用者情報を共有できませんので、ご承知おきください。
- エ ホームページの知事動画及び知事メッセージの更新等

既存のほっかいどう応援団会議ホームページに掲載されている知事動画及び知事メッセージを更新する。

- ・知事動画の企画・撮影
- ・知事メッセージの更新

オ 報告書の作成

事業実施結果報告書を作成する(紙媒体2部 電子媒体1部)。

なお、本事業における成果品の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等 に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和4年(2022年)3月31日(木)まで

- 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等(法人、法人以外の団体も含む。)による複合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
 - (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、 特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政 治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている 者でないこと。
 - エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号) 第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にそ の停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う 競争入札への参加を除外されていないこと。
 - カー次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合は除く。)
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)。
 - (ア)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員と して、この公募型プロポーザル方式に参加する者でないこと。
- 3 業務説明会の日時及び場所
 - (1) 開催日時 令和3年(2021年) 11月15日(月) 10:00~
 - (2) 開催場所 道庁別館5階 石狩振興局大会議室
- 4 参加資格の審査
 - (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出期限 令和3年(2021年) 11月25日(木) 17:00(必着)
 - イ 提出場所 9に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。)
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。
- 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 4の審査により公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有すると認める者には、企画提案書の提出を要請する。
- (2) (1) の提出要請を受けた者は、アからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。
 - ア 提出期限 令和3年(2021年)12月13日(月)17:00(必着)
 - イ 提出場所 9に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。)
- 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は、無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を審査し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

- 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織
 - (1) 名 称 北海道総合政策部官民連携推進室
 - (2) 所 在 地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 - (3) 電話番号 011-204-5158 (直通) (担当:松屋、髙橋)
- 10 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本円
 - (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用 企画提案者の負担とする。
 - (3) 契約書作成の要否

要

(4) 公募型プロポーザル審査会に関する説明 提出された企画提案書の内容については、原則としてヒアリングを行うものとする(ヒア リング日時及び場所は別途通知)。ただし、企画提案書の提出件数が5件を超える場合は、 事前に書類選考を行い、上位5件を選出する。

- (5) 審査結果及び特定者名 公表する。
- (6) その他留意事項
 - アー企画提案者のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
 - イ 詳細は、別添の企画提案説明書等による。
 - ウ 企画提案説明書等は、総合政策部官民連携推進室に備え置くほか、総合政策部官民連携推 進室のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/krs/index.html)